

説 明 書

静岡大学（城北）集積化センサ設計評価オープンラボ棟新営その他設備設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和４年度補正予算（地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成８年６月１７日事務次官等会議申合せ）記に定める調達の対象外です。

記

１ 公示日 令和５年５月２５日

２ 発注者 国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 近 藤 裕 史

３ 担当部局
〒４２２－８５２９ 静岡県静岡市駿河区大谷８３６
静岡大学財務施設部施設課総務契約係
電話０５４－２３８－４４４２

４ 業務概要

- （１） 業務名 静岡大学（城北）集積化センサ設計評価オープンラボ棟新営その他設備設計業務
- （２） 業務内容 城北団地の集積化センサ設計評価オープンラボ棟の新営に係る実施設計業務（設備）。
[集積化センサ設計評価オープンラボ棟]
鉄筋コンクリート造、地上５階（一部１階）建、延べ面積１，５６６㎡。
その他詳細は別紙「設計業務委託特記仕様書」による。
- （３） 履行期限 令和６年１月３１日（水）
- （４） 業務の詳細説明 別紙の「設計業務委託特記仕様書」のとおり
- （５） 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

５ 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 文部科学省における令和５・６年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格において、業種区分が「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- ② 経営状態が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ④ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑤ 平成２０年度以降に完成・引渡しが完了した次に掲げる業務の実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）。

〔同種業務〕

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、地上３階建以上、延べ床面積１，２００㎡以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ床面積の合計とする。）である、校舎・研究施設、病院の新営工事における実施設計業務（設備）の実績を有すること。

〔類似業務〕

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、地上３階建以上、延べ床面積１，２００㎡以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ床面積の合計とする。）である、事務所・庁舎、図書館の新営工事における実施設計業務（設備）の実績を有すること。

- ⑥ 上記⑤の実績を有する者を総括技術者として配置できること。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは５０分の３０】
資格及び実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは５０分の１８】
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進【審査のウェイトは５０分の２】
ワーク・ライフ・バランス等の取組

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは１００分の３０】
資格及び実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは１００分の１８】
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進【審査のウェートは100分の2】
ワーク・ライフ・バランス等の取組

(4) 業務の実施方針についての提案【審査のウェートは100分の30】
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

(5) 課題についての提案【審査のウェートは100分の20】
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書作成の可否等 要 別紙「設計業務委託契約書(案)」により契約書を作成する

12 支払条件 業務委託料(前払金を含む)は、請求に基づき2回以内に払う。

13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記7①に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、
記16(2)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限 令和5年6月5日(月)17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は受付けない。

② 提出場所 記3に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。

④ 提出部数 参加表明書1部、技術資料1部

14 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、記7①に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。

(3) (2)の選定の結果は、書面により通知するとともに、提出要請者を閲覧により公表する。

(4) 閲覧の開始及び場所

① 閲覧開始 令和5年6月15日(木)から ただし、休日は行わない。

② 閲覧場所 記3に同じ

③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和5年6月26日(月) 17時00分 ただし、休日は受付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

1.6 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和5年6月29日(木) 12時00分 ただし、休日は受付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。
- ④ 提出部数 技術提案書1部、技術資料1部

(2) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

1.7 技術提案書の特定

(1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

(3) (2)の特定の結果は書面により通知するとともに、特定した技術提案書(参加表明書含む。)及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。

(4) 閲覧の開始及び場所

- ① 閲覧開始 令和5年7月11日(火)から ただし、休日は行わない。
- ② 閲覧場所 記3に同じ
- ③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

1.8 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 技術提案書の特定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和5年7月21日(金) 17時00分 ただし、休日は受付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。

(3) (1) の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 (2) ①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

19 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和5年6月22日（木）12時00分 ただし、休日は受付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。

(3) (1) の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 質問書を受付けた日の翌日から起算して5日以内
- ② 回答方法 質問回答書を電送する。

(4) (3) ②の質問回答書の閲覧期間及び場所

- ① 閲覧期間 (3) ②の回答の日から令和5年6月28日（水）まで。ただし、休日は行わない。
- ② 閲覧場所 記3に同じ
- ③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

20 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

(3) 契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 参加表明書又は技術提案書の無効等

- ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
- ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア. 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ. 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 手続における交渉の有無 無

- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったものののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の非選定理由及び技術提案書の非特定理由に対する説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日を含まない)に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
 - ①再苦情申立てについての窓口は、記3に同じ。
受付時間は9時00分から17時00分までとする。ただし、休日は受け付けない。
 - ②再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、記3に同じ。
- (14) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。
- (15) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。